

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		人形資料の館外貸出し
根拠条例・規則等名		さいたま市岩槻人形博物館条例施行規則
条 項		第 11 条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館 (電話：048-749-0223)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の要件を全て満たすこと。 (1)他の博物館など他市長が適当と認める団体、個人であること。 (2)人形資料の取扱いに習熟し、学芸員の取扱い指導等に従えること。 (3)当該資料の利用が市民文化の向上に資すること。 (4)当該資料の状態を損ねる恐れがないこと。
	設定等年月日	令和 2 年 2 月 22 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 週間
	設定等年月日	令和 2 年 2 月 22 日設定 年 月 日最終改正
備 考		